

栃木県立がんセンター公的研究費内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究期間における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において要請されている事項を踏まえ、栃木県立がんセンター（以下、「当センター」とする。）における公的研究費に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者である理事長の命により実施し、公的研究費の適正な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、厚生労働省等から交付される公的研究費を対象とする。

2 監査の対象期間は、監査を実施する年度の前年度とする。

(監査の実施)

第4条 監査は、実地監査により行う。ただし、監査の事項によっては、書面監査によることができる。

(内部監査部門)

第5条 理事長は、内部監査部門を監査室に設置し、監査に必要となる権限を監査室の長に付与することとする。

(監査員)

第6条 監査は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター内部監査規程に定める監査員が実施する。

(監査への協力)

第7条 監査員は、監査を実施するにあたり、監査の対象の研究者又は事務職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

2 監査の対象の研究員又は事務職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第8条 監査室は、毎事業年度の初めに監査計画を作成し、がんセンター理事長の承認を得

なければならない。

(監査の通知)

第9条 理事長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ対象の研究者又は事務職員に対し監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第10条 監査は、監査手順書別表に従い、経費の執行内容、経費執行の進捗状況及び経費の執行管理等の体制について確認を行う。

(監査の実施報告)

第11条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、理事長に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第12条 監査室の長は、監査実施報告書の内容について、監査の対象者に通知する。

2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。

3 監査の対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を理事長に報告しなければならない。

4 研究費担当者は監査結果を受けて、随時、不適正防止計画に反映させることとする。

(監事との連携)

第13条

内部監査部門は、監事と連携し、内部監査の的確かつ効率的な実施に努めなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、2021年11月30日から施行する。